

○稲城市体育施設条例施行規則

平成31年 3 月 28 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間の区分等)

第 2 条 体育施設の使用時間の区分及び単位は、別表第 1 に定めるところによる。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 体育施設の使用時間の区分は、別表第 2 に定めるところによる。

(使用者の制限)

第 3 条 体育施設のうち多摩川緑地公園野球場、多摩川緑地公園ソフトボール場及び多摩川緑地公園多目的広場は、次条第 1 項第 2 号に掲げる団体に限り、使用することができる。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(利用者登録)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例第 5 条の規定により体育施設の使用の申請を行うに当たり、あらかじめ、体育施設の利用者としての登録（以下「利用者登録」という。）を受けすることができる。

(1) 次に掲げる要件を満たす個人（テニスコートを使用する場合に限る。）

ア 稲城市（以下「市」という。）の区域内に住所を有し、又は市の区域内に在勤若しくは在学すること。

イ 満15歳以上であること（中学生を除く。）。

(2) 次に掲げる要件を満たす団体

ア 構成員の数が、10人以上であること。

イ 構成員の過半数が、前号アの規定に該当する者であること。

ウ 代表者が成年者であり、かつ、市の区域内に住所を有する者であること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、スポーツその他の社会教育の振興のため市長が特に認める者

2 利用者登録を受けようとするものは、市長が指定する方法により、必要に応じ

前項の要件を満たしていることを確認できる書類を添付して、市長等（市長又は条例第16条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。

- 3 市長等は、前項の規定による申請があったときは、その登録を拒否すべき特段の理由がある場合を除き、利用者登録をするものとする。
- 4 市長等は、前項の規定により利用者登録をし、又は利用者登録を拒否したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 5 市長等は、第3項の規定により利用者登録をしたときは、その登録者に対し、稲城市公共施設利用者登録証又は利用者の識別番号を交付するものとする。
- 6 前項の規定による交付を受けたものは、市長等が指定する稲城市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用することができる。
- 7 利用者登録の有効期間及び有効期間の更新の登録に関する事項は、市長が別に定める。
- 8 利用者登録を受けたものは、当該登録の際に申し出た事項に変更があったとき又は当該登録を廃止しようとするときは、市長等にその旨を届け出なければならない。
- 9 前各項に掲げるもののほか、利用者登録について必要な事項は、市長が別に定める。

（使用の申請の手続）

第5条 条例第5条に規定する体育施設の使用の申請をしようとするものは、稲城市体育施設使用申請書（様式第2号。以下「使用申請書」という。）を市長に提出し、又は予約システムを通じて当該使用申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の申請を行うことができる期間は、利用者登録を受けたものにあつては別表第3及び別表第4に定める期間とし、利用者登録を受けていないものにあつては別表第4に定める期間とする。
- 3 市長は、体育施設の管理運営に当たり必要があると認めるときは、前項の申請を行うことができる期間を変更すること及び一時に申請することができる使用時

間の区分の数等に制限を設けることができる。

(使用の承認の手続)

第6条 市長は、別表第3の期間になされた使用の申請にあつては別表第5に掲げる日に抽選を行うことにより、別表第4の期間になされた使用の申請にあつては申請の先後の順により、その諾否を決定するものとする。

2 市長は、体育施設の管理運営に当たり必要があると認めるときは、前項に定める抽選日を変更することができる。

3 市長は、体育施設の使用を承認したときは、当該使用に係る使用料が納入されたときに、稲城市体育施設使用承認書（様式第3号）を交付するものとする。ただし、市長が交付する必要があると認めるときは、その交付を行わないことができる。

(使用料を納めるべき期限)

第7条 条例第9条第1項後段に規定する使用料を納めるべき期限は、別表第6に定めるところによる。

(個人使用に係る特例)

第8条 個人使用する場合における第5条から前条までの規定の適用については、体育施設を使用する当日において所定の入場券又は使用券を購入することをもって、それぞれ第5条及び第6条の規定による使用の申請及び承認並びに前条の期限内に使用料の納入が行われたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、稲城北緑地公園多摩梨パークを個人使用する場合における第5条及び第6条の規定の適用については、市長が定める手続をもって、これらの規定による使用の申請及び承認が行われたものとみなす。

(承認の取消し)

第9条 市長は、第7条の期限までに使用料が納入されなかったときは、その承認を取り消すものとする。

2 承認を受けたものは、当該承認を取り消そうとするときは、稲城市体育施設使用取消申請書（様式第4号）を市長に提出し、又は予約システムを通じて当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信しなければならない。

3 前項の取消しは、使用料を納入した後は行うことができない。ただし、市長が

相当の理由があると認める場合はこの限りではない。

(使用料の減免の基準等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、体育施設（稲城長峰スポーツ広場の駐車場を除く。）の使用料を減額又は免除することができる。

(1) 市又は稲城市教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。 免除

(2) 指定管理者が、体育施設の設置の目的に沿った事業等を主催するために体育施設を使用し、又はその附帯設備及び備品を利用する場合であつて、市長が相当と認めるとき。 免除

(3) 市の区域内に所在する社会教育団体が、市の区域内に住所を置く者を主たる対象とする大会等（体育、スポーツ又はレクリエーションを目的とするものに限る。）のために使用するとき。 2分の1の減額

(4) 利用者登録をしたものが、ふれんど平尾体育館、ふれんど平尾グラウンド又は南多摩スポーツ広場多目的広場を使用するとき。 免除

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を提示する者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）により交付された療育手帳を提示する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳を提示する者が個人使用する場合 免除

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 免除又は2分の1の減額

2 条例第11条及び前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、同項第4号若しくは第5号の規定による場合又は別に定める場合を除き、稲城市体育施設使用料減免申請書（様式第5号）を使用申請書に添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、指定管理者に利用料金を減額させ、又は免除させることができる。

- 4 指定管理者は、市長から条例第25条第1項及び前項の規定による指示を受けたときは、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項各号に掲げるもののほか、条例第25条第2項の規定により、減免の対象、内容、方法等についてあらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 条例第25条及び前3項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、第1項第4号若しくは第5号の規定による場合又は別に定める場合を除き、稲城市体育施設利用料金減免申請書（様式第5号の2）を使用申請書に添付して指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 条例第12条ただし書きに規定する使用料を還付すべき相当の理由は、次に掲げるものとする。

- （1） 市又は指定管理者の責めに帰すべき理由
- （2） 天災地変その他の不可抗力
- （3） 前2号に掲げるもののほか、体育施設を使用できないことにつきやむを得ないものとして市長が認める理由

2 条例第12条ただし書きの規定により使用料の還付を受けようとするものは、稲城市体育施設使用料還付請求書（様式第6号）を市長に提出し、又は市長等が指定するシステムを通じて当該還付請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信しなければならない。

3 条例第24条第4項の規定により読み替えて適用される条例第12条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を還付すべき相当の理由は、第1項各号に掲げるものとする。

4 条例第24条第4項の規定により読み替えて適用される条例第12条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとするものは、稲城市体育施設利用料金還付請求書（様式第6号の2）を指定管理者に提出し、又は市長等が指定するシステムを通じて当該還付請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信しなければならない。

（一般開放日）

第12条 条例第13条に規定する一般開放日は、毎年4月1日から12月28日までの間の第2土曜日及び第4日曜日の、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(秩序の維持)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入場及び体育施設の使用を拒否し、又は制限することができる。

(1) 火薬類その他危険物を所持する者

(2) 他人に危害を及ぼし、又はそのおそれのある者

(3) 体育施設の区域内において、市長の事前の承認なく物品の販売その他の営利又は営業を目的とする行為をする者

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認める者

(使用者の責務)

第14条 体育施設を使用する者は、係員の指示に従わなければならない。

(指定申請書の様式等)

第15条 条例第18条第2項に規定する申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第7号)とする。

2 条例第18条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 体育施設又はこれに類する施設の管理に関する業務の実績を証する書類

(2) 定款、規約又はこれらに類するもの

(3) 法人にあっては、登記事項証明書

(4) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る事業報告書及び決算書又はこれらに類するもの

(5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

(6) 指定を受けようとするものの組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(指定管理者との協定事項)

第16条 条例第23条第2項の協定は、次に掲げる事項について約定するものとする。

(1) 指定の期間に関する事項

- (2) 業務の範囲に関する事項
 - (3) 事業計画に関する事項
 - (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (5) 管理費用に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (7) 指定の期間を終了したときの取扱いに関する事項
 - (8) 業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱いに関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (事業報告書の記載事項等)

第17条 体育施設の管理の業務に関する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 体育施設の使用を拒否した件数及び理由
- (3) 管理に係る経費の収支の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

2 前項の事業報告書は、毎年度終了後60日以内に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第21条第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務の報告の求め等)

第18条 市長は、指定管理者に対し、随時、法第244条の2第10項の規定による報告を求め、並びに実地の調査及び必要な指示を行うことができる。

(指定申請書の記載事項等の変更の届出)

第19条 指定管理者は、第15条第1項の指定管理者指定申請書に記載した事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかに、指定管理者指定申請書記載事項等変更届(様式第8号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定管理者に関する技術的読替え)

第20条 条例第16条第1項の規定により第3条、第5条第1項、第6条(第2項ただし書を除く。)、第8条第2項、第9条又は第13条に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第24条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第6条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条第1項第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営について必要な事項は、産業文化スポーツ部長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年規則第19号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和3年規則第25号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和6年規則第11号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この規則による改正後の稲城市体育施設条例施行規則の規定は、令和6年度以後の年度分の利用料金等について適用し、令和5年度分までの使用料等については、なお従前の例による。

付 則（令和6年規則第65号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年12月16日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際、この規則による改正前の稲城市体育施設条例施行規則様式第2号から様式第6号の2まで及び様式第8号の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

体育施設の使用時間の区分及び単位

体育施設	使用時間の区分及び単位			
稲城中央公園総合 体育館	午前9時から 午前11時50分 まで	午後0時40分 から午後3時 30分まで	午後3時40分 から午後6時 30分まで	午後6時40分 から午後9時 30分まで
稲城中央公園総合 グラウンド	午前9時から午後5時までの間の午前9時から始まる1時間毎			
稲城中央公園野球 場	午前8時45分から午後6時45分までの間の午前8時45分から始まる2時間毎			
多摩川緑地公園野 球場	午前6時から午後6時までの間の午前6時から始まる2時間毎			
多摩川緑地公園ソ フトボール場	午前6時から午後6時までの間の午前6時から始まる2時間毎			
多摩川緑地公園多 目的広場	午前6時から午後6時までの間の午前6時から始まる3時間毎			
多摩川緑地公園ゲ ートボール場	使用時間の区分なし			
稲城北緑地公園テ	午前6時から午後6時までの間の午前6時から始まる2時間毎			

ニスコート	間毎
稲城北緑地公園多 摩梨パーク	使用時間の区分なし
大丸公園テニスコ ート	午前8時から午後6時までの間の午前8時から始まる2時 間毎
城山公園テニスコ ート	午前7時から午後9時までの間の午前7時から始まる2時 間毎
若葉台公園テニス コート	午前6時から午後10時までの間の午前6時から始まる2時 間毎
若葉台公園多目的 広場	午前9時から午後9時までの間の午前9時から始まる2時 間毎
稲城長峰スポーツ 広場（サッカー場、 フットサル場、多 目的室1及び多目 的室2に限る。）	午前9時から午後9時までの間の午前9時から始まる2時 間毎
大丸第2公園プー ル	使用時間の区分なし
ふれんど平尾体育 館	午前9時から午後9時までの間の午前9時から始まる1時 間毎
ふれんど平尾グラ ウンド	午前9時から午後9時までの間の午前9時から始まる1時 間毎
南多摩スポーツ広 場多目的広場	午前8時から午後6時までの間の午前8時から始まる2時 間毎

備考

- 1 稲城中央公園野球場は、6月から8月までの間を除き、午後4時45分から午後6時45分までの間は開場しないものとする。
- 2 稲城長峰スポーツ広場の芝生広場の使用時間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 6月から8月まで 午前9時から午後7時まで

(2) 前号に掲げる期間を除く月 午前9時から午後5時まで

3 稲城長峰スポーツ広場の芝生広場の貸切使用の使用時間区分は、前項各号に掲げる使用時間の間の午前9時から始まる2時間毎とする。

別表第2（第2条関係）

体育施設の使用方法の区分

体育施設	使用方法の区分
稲城中央公園総合体育館	貸切使用及び個人使用
稲城中央公園総合グラウンド	貸切使用及び個人使用
稲城中央公園野球場	貸切使用
多摩川緑地公園野球場	貸切使用
多摩川緑地公園ソフトボール場	貸切使用
多摩川緑地公園多目的広場	貸切使用
多摩川緑地公園ゲートボール場	個人使用
稲城北緑地公園テニスコート	貸切使用
稲城北緑地公園多摩梨パーク	個人使用
大丸公園テニスコート	貸切使用
城山公園テニスコート	貸切使用
若葉台公園テニスコート	貸切使用
若葉台公園多目的広場	貸切使用
稲城長峰スポーツ広場	貸切使用及び個人使用
大丸第2公園プール	個人使用
ふれんど平尾体育館	貸切使用
ふれんど平尾グラウンド	貸切使用
南多摩スポーツ広場多目的広場	貸切使用

別表第3（第5条関係）

体育施設の使用の申請を行うことができる期間（抽選前）

体育施設	申請を行うことができる期間
稲城中央公園総合体育館	使用希望日の属する月の3月前の月の15日から
稲城中央公園総合グラウンド	同月の25日までの間

稲城中央公園野球場 若葉台公園多目的広場 稲城長峰スポーツ広場	
稲城北緑地公園テニスコート 大丸公園テニスコート 城山公園テニスコート 若葉台公園テニスコート 多摩川緑地公園野球場 多摩川緑地公園ソフトボール場 多摩川緑地公園多目的広場 ふれんど平尾グラウンド ふれんど平尾体育館 南多摩スポーツ広場多目的広場	使用希望日の属する月の2月前の月の15日から 同月の25日までの間

別表第4（第5条関係）

体育施設の使用の申請を行うことができる期間（抽選後）

- 1 利用者登録を受けたもの及びテニスコートの使用の申請を行う市の区域内に住所を有し、又は在勤若しくは在学する者

体育施設	申請を行うことができる期間
稲城中央公園総合体育館 稲城中央公園総合グラウンド 稲城中央公園野球場 若葉台公園多目的広場	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日の前日（当該前日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、当該前日直近の開館日）の午後5時（稲城中央公園野球場及び若葉台公園多目的広場においては午後9時）までの間
稲城長峰スポーツ広場	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日（当該使用希望日が稲城長峰スポーツ広場の休館日に当たる場合は、当該使用希望日直近の開館日。以下この欄において同じ。）までの間

稲城北緑地公園テニスコート 大丸公園テニスコート 城山公園テニスコート 若葉台公園テニスコート	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日（当該使用希望日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の開館日）までの間
多摩川緑地公園野球場 多摩川緑地公園ソフトボール場 多摩川緑地公園公園多目的広場	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日までの間
ふれんど平尾グラウンド ふれんど平尾体育館	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日（当該使用希望日が稲城市生活文化施設ふれんど平尾の休館日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の開館日）までの間
南多摩スポーツ広場多目的広場	第6条第1項の抽選が終了したときから使用希望日（当該使用希望日が稲城市役所の休庁日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の平日の開庁日）の使用開始1時間前までの間

備考 予約システムを通じて行う申請は、この表の規定にかかわらず、体育施設等の休館日においても行うことができる。

2 1以外のもの

体育施設	申請を行うことができる期間
稲城中央公園総合体育館 稲城中央公園総合グラウンド 稲城中央公園野球場 若葉台公園多目的広場	使用希望日の属する月の1月前の月の11日（同日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、その直後の開館日）から使用希望日の前日（当該前日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、当該前日の直近の開館日）の午後5時（稲城中央公園野球場及び若葉台公園多目的広場においては午後9時）までの間
稲城長峰スポーツ広場	使用希望日の属する月の1月前の月の11日（同日が稲城長峰スポーツ広場の休館日に当たる場

	合は、その直後の開館日) から使用希望日までの間
稲城北緑地公園テニスコート 大丸公園テニスコート 城山公園テニスコート 若葉台公園テニスコート	使用希望日の属する月の1月前の月の21日(同日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、同日後の直近の開館日) から使用希望日(当該使用希望日が稲城中央公園総合体育館の休館日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の開館日) までの間
ふれんど平尾グラウンド ふれんど平尾体育館	使用希望日の属する月の1月前の月の21日(同日が稲城市生活文化施設ふれんど平尾の休館日に当たる場合は、同日後の直近の開館日) から使用希望日(当該使用希望日が稲城市生活文化施設ふれんど平尾の休館日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の開館日) までの間
南多摩スポーツ広場多目的広場	使用希望日の属する月の1月前の月の21日(同日が稲城市役所の休庁日に当たる場合は、同日後の直近の開庁日) から使用希望日(当該使用希望日が稲城市役所の休庁日に当たる場合は、当該使用希望日前の直近の平日の開庁日) までの間

別表第5 (第6条関係)

体育施設の使用の承認に係る抽選を行う日

体育施設	抽選を行う日
稲城中央公園総合体育館 稲城中央公園総合グラウンド 稲城中央公園野球場 若葉台公園多目的広場 稲城長峰スポーツ広場	使用希望日の属する月の2月前の月の初日。ただし、月の初日が1月1日の場合は、1月4日とする。
多摩川緑地公園野球場	使用希望日の属する月の1月前の月の初日。た

多摩川緑地公園ソフトボール場 多摩川緑地公園公園多目的広場 稲城北緑地公園テニスコート 大丸公園テニスコート 城山公園テニスコート 若葉台公園テニスコート ふれんど平尾グラウンド ふれんど平尾体育館 南多摩スポーツ広場多目的広場	だし、月の初日が1月1日の場合は、1月4日とする。
--	---------------------------

別表第6（第7条関係）

体育施設の使用料を納めるべき期限

体育施設	使用料を納めるべき期限
稲城中央公園総合体育館 稲城中央公園総合グラウンド	使用の承認の日の翌日から起算して3日が経過する日。ただし、使用の承認の日が使用予定日の4日前の日以後の日であるときは、当該使用の承認のとき
稲城中央公園野球場 若葉台公園多目的広場 稲城長峰スポーツ広場 稲城北緑地公園テニスコート 大丸公園テニスコート 城山公園テニスコート 若葉台公園テニスコート	使用の承認の日の翌日から起算して3日が経過する日。ただし、使用の承認の日が使用予定日の3日前の日以後の日であるときは、当該使用の承認のとき
ふれんど平尾グラウンド ふれんど平尾体育館 南多摩スポーツ広場多目的広場	使用の承認のとき

備考 この表の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、納入期限を別に定めることができる。

様式第2号(第5条関係)

稲城市体育施設使用申請書

稲城市長 殿		年 月 日		
申請者	住 所			
	氏名又は団体の名称			
	代表者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
利用責任者	住 所			
	氏名又は団体の名称			
	代表者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
体育施設の使用を次のとおり申請します。				
催事区分				
催事詳細				
使用内容				
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	基本料

様式第3号(第6条関係)

稲城市体育施設使用承認書

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

利用責任者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

稲城市長 印

体育施設の使用を次のとおり承認します。

催事区分				
催事詳細				
使用内容				
使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	基本料

様式第4号(第9条関係)

稲城市体育施設使用取消申請書

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

利用責任者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

体育施設の使用の取消を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	使用目的	基本料

様式第5号(第10条関係)

稲城市体育施設使用料減免申請書

年 月 日					
稲城市長 様					
申請者	住 所				
	氏名又は団体の名称				
	代表者氏名				
	電話番号				
	FAX番号				
利用責任者	住 所				
	氏名又は団体の名称				
	代表者氏名				
	電話番号				
	FAX番号				
体育施設の使用料・利用料金の減額・免除を次のとおり申請します。					
使用年月日	使用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)

様式第5号の2(第10条関係)

稲城市体育施設利用料金減免申請書

年 月 日

稲城市体育施設指定管理者 様

申請者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

利用責任者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

体育施設の使用料・利用料金の減額・免除を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)

様式第6号(第11条関係)

稲城市体育施設使用料還付請求書

年 月 日

稲城市長 様

申請者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号
利用責任者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

体育施設の使用料・利用料金の還付を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	請求理由	請求額

様式第6号の2(第11条関係)

稲城市体育施設利用料金還付請求書

年 月 日

稲城市体育施設指定管理者 様

申請者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

利用責任者 住 所
氏名又は団体の名称
代表者氏名
電話番号
FAX番号

体育施設の使用料・利用料金の還付を次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	請求理由	請求額

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

指定管理者指定申請書

稲城市体育施設の管理を行うため、指定管理者として指定を受けたいので、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第18条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請に係る施設の名称及び所在地
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 体育施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類
 - (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの
 - (4) 法人にあつては登記事項証明書
 - (5) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度に係る事業報告書及び決算書又はこれらに類するもの
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - (7) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第19条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

届出者 団体の所在地
団体の名称
団体の代表者

指定管理者指定申請書記載事項等変更届

指定管理者指定申請書の記載事項等に変更が生じたので、稲城市体育施設条例施行規則(平成31年稲城市規則第9号)第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項、変更内容及び変更年月日

変更事項	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	

様式第1号 削除

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第5号の2 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第6号の2 (第11条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第19条関係)